

<b>日本初！三大疾病保障を兼ね備えたドル建終身保険を発売</b>
-----------------------------------

AIGエジソン生命保険株式会社(代表取締役社長:片岡一則)は、主力商品であるUSD建の終身保険に付加できる三大疾病の保障に関する新特約2種、「特定疾病ドルとく割特約」・「特定疾病保険料免除特約」を2007年6月4日から発売します。

厚生労働省の調査によれば、入院患者の約3人に1人が三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)を原因としています<sup>1</sup>。こうした状況を鑑み、主契約となる「ドル建終身保険」に新発売の「特定疾病ドルとく割特約」・「特定疾病保険料免除特約」を付加することにより、USD建商品では日本で初めて、三大疾病に対する生前給付と保険料払込免除を実現させました。

「特定疾病ドルとく割特約」では、三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され、所定の状態になられた場合に、一時金(特約特定疾病給付金)が支払われます。また払込期間中の解約払戻金を低く抑えることによって、一生涯にわたる三大疾病保障を割安な保険料で実現しました。

「特定疾病保険料免除特約」では、同じく三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され、所定の状態になられた場合に、それ以後の保険料支払は免除されます。

なお、低解約払戻金型のUSD建終身保険としては、当社では2005年11月から、「AIGエジソンのドル建とく割終身保険」として販売しています。また現時点のUSD建終身保険の予定利率は3.5%となります。

<sup>1</sup> 厚生労働省「平成17年患者調査の概況」より

(参考情報)

1. 商品概要

特定疾病ドルとく割特約

正式名称	無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約 (USドル建)	
保障内容	支払事由	保険金・給付金
	悪性新生物(ガン)...責任開始日を含めて90日経過後、初めて(責任開始日前を含む)(上皮内ガン・(悪性黒色腫を除く)皮膚ガン以外の)悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定された場合 急性心筋梗塞...責任開始時以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働を制限する状態が継続したと医師によって診断された場合 脳卒中...責任開始時以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合	特約特定疾病給付金
	死亡した場合	特約死亡保険金
	責任開始時以後に生じた傷害または疾病により高度障害状態になった場合	特約高度障害給付金
契約年齢	15歳～70歳(付加特約、保険料払込期間等により制限があります)	
保険料払込期間	終身払、10年払込、40歳払済、50～95歳払済(5歳刻み)	
特約付加割合	主契約(無配当終身保険(USドル建))と特定疾病ドルとく割特約(無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建))の合計保険金額のうち、特定疾病ドルとく割の付加割合は10～30%の範囲内で選択できます。	
特約保険金額の制限	最高	60,000 USドル以下 かつ 特約付加割合 30%以下
	最低	合計保険金額(主契約+特約)50,000 USドル以上 かつ 特約付加割合 10%以上

特定疾病保険料免除特約

正式名称	特定疾病診断保険料免除特約	
保障内容	保険料払込期間中に以下のいずれかの事由に該当した場合に、その後の主契約保険料の払込を免除します。	
	払込事由	三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され、所定の状態になられた場合 「特定疾病ドルとく割特約」の支払事由と同じです。
契約年齢	15歳～70歳(付加特約、保険料払込期間等により制限があります。)	
保険料払込期間	終身払、10年払込、40歳払済、50～95歳払済(5歳刻み)	

## 2. ご契約例

AIGエジソンの特定疾病保障付ドル建とく割終身保険

保険期間: 終身

保険料払込期間: 60歳払済

保障内容: ・主契約「無配当終身保険(USドル建)」70,000USドル  
 ・特定疾病ドルとく割特約「無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)」: 30,000USドル  
 ・特定疾病診断保険料免除特約: 付加

月払保険料(30歳): 男性 127.38USドル(15,285円)、女性 116.83USドル(14,019円)

保険料比較: ドル建とく割終身保険(上記契約例と同等条件の契約の場合)

・主契約「無配当終身保険(USドル建)」70,000USドル  
 ・ドルとく割特約「無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)」: 30,000USドル  
 ・特定疾病診断保険料免除特約: なし

月払保険料(30歳): 男性 115.44USドル(13,852円)、女性 98.20USドル(11,784円)

上記契約例の場合、月々の保険料は1,433円(男性)、2,235円(女性)の差額で、三大疾病と診断され、所定の状態になられた場合の一時金30,000USドルをお受取りただけて、主契約(保険金額70,000USドル)について以後の保険料が免除されます。

1USドル120円と仮定

## 3. しきみ図

